

構造計算適合性(任意)判定手続料

平成28年7月現在  
(単位:円)

建築物の正面積の合計	構造計算が認定プログラムによって行われたもの					構造計算が認定以外の方法によって行われたもの				
	1,000㎡以内 の建築物	1,000㎡を超え、 2,000㎡以内 の建築物	2,000㎡を超え、 10,000㎡以内 の建築物	10,000㎡を超え、 50,000㎡以内 の建築物	50,000㎡を超える 建築物	1,000㎡以内 の建築物	1,000㎡を超え、 2,000㎡以内 の建築物	2,000㎡を超え、 10,000㎡以内 の建築物	10,000㎡を超え、 50,000㎡以内 の建築物	50,000㎡を超える 建築物
北海道	129,800	162,000	172,800	205,200	304,800	194,400	248,400	270,000	324,000	594,000
青森県	118,800	151,200	172,000	259,200	442,800	172,800	248,400	280,800	442,800	820,800
岩手県	139,320	170,640	188,840	234,360	380,860	193,320	255,960	291,600	395,560	703,080
秋田県	142,640	178,280	197,640	249,480	424,440	209,570	279,720	318,600	424,440	778,680
山形県	149,040	180,360	198,560	243,000	399,600	191,160	253,800	288,360	382,320	698,760
福島県	125,280	152,280	173,880	2,248,400	381,240	170,640	228,960	273,240	371,520	694,440
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、神奈川県	115,560	144,720	158,760	201,960	344,520	168,480	225,720	258,200	343,440	633,960
東京都	118,640	144,720	158,760	201,960	344,520	168,480	225,720	258,200	344,520	633,960
新潟県	140,400	172,800	183,600	237,600	388,800	194,400	259,200	291,800	388,800	712,800
富山県	128,600	162,000	183,600	226,800	388,800	172,800	226,800	291,800	378,000	691,200
石川県	128,600	162,000	172,800	216,000	345,600	172,800	226,800	259,200	345,600	628,400
山梨県	130,680	158,840	174,960	219,240	336,812	183,600	241,920	276,460	363,960	662,040
長野県	108,000	128,600	140,400	183,600	324,000	151,200	205,200	248,400	324,000	604,800
岐阜県	116,640	144,720	158,840	201,960	344,520	169,560	225,720	259,200	344,520	633,960
愛知県	118,800	147,960	162,000	205,200	347,760	172,800	228,960	282,440	346,680	637,200

建築物の正面積の合計	構造計算が認定プログラムによって行われたもの					構造計算が認定以外の方法によって行われたもの						
	200㎡以内 の建築物	200㎡を超え、 500㎡以内 の建築物	500㎡を超え、 1,000㎡以内 の建築物	1,000㎡を超え、 2,000㎡以内 の建築物	2,000㎡を超え、 50,000㎡以内 の建築物	200㎡以内 の建築物	200㎡を超え、 500㎡以内 の建築物	500㎡を超え、 1,000㎡以内 の建築物	1,000㎡を超え、 2,000㎡以内 の建築物	2,000㎡を超え、 10,000㎡以内 の建築物	10,000㎡を超え、 50,000㎡以内 の建築物	50,000㎡を超える 建築物
石川県	97,200	118,800	129,600	162,000	172,800	216,000	345,600	129,600	151,200	226,800	346,600	628,400

※備考1  
正面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、建築物の計画の階数内の一つの建築物として算定する。この場合において、当該一の建築物の2以上の部分それぞれが同一の用途を有するものとして算定する。  
 (1)用途が異なる部分の用途別  
 (2)用途が異なる部分の用途別を異にして当該建築物を算定する場合(5)に掲げる場合を除く。  
 (3)用途が異なる部分の用途別を異にして当該建築物を算定する場合(4)に掲げる場合を除く。  
 (4)用途が異なる部分の用途別を異にして当該建築物を算定する場合(4)に掲げる場合を除く。  
 (5)用途が異なる部分の用途別を異にして当該建築物を算定する場合(4)に掲げる場合を除く。  
 ※備考2  
上記の表に記載のない階数については、建築物の階に記載の種類とする。